

会 則

高度 ICT 利活用人材育成推進委員会

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当委員会は、高度 ICT 利活用人材育成推進委員会と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 当委員会は、ICTを利活用し我が国を牽引、成長させることが可能な「高度ICT利活用人材」に関して、クラウドコンピューティング・ビッグデータの導入・利活用に不可欠な人材を育成するため、官民連携によって開発されたクラウド・コンピューティングとビッグデータの育成カリキュラム(教育課程、指導ガイドライン、教材開発ガイドライン等。以下「本カリキュラム」という。)を民間主導で、必要事項の検討、助言、改編に当たっての監修を行うことで、本カリキュラムの普及を促進することを目的とする。また、高度 ICT 利活用人材育成を加速することで、我が国の社会的課題の解決や国際競争力の強化等に寄与する人材の育成に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1)カリキュラム改編
- (2)テキスト改編
- (3)カリキュラムの普及・啓発活動
- (4)その他必要な事項

第2章 構 成

(委員会の構成)

第 3 条 当委員会の構成は当委員会の目的に賛同し、入会した公益・非営利団体(営利を目的とせず、かつ、公益を目的とする団体、以下「構成団体」という。)、有識者(以下「構成員」という。)とする。

2 本委員会の構成団体となるには、当委員会の所定の様式による申込みをし、委員会の承認を得るものとする。

3 構成団体は、委員会に対して権利を行使する者最大2名(以下「構成員」という。)を定め、当委員会の所定の様式による記入をし、本委員会に届けるものとする。

4 構成団体が構成員を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当委員会に提出しなければならない。

(任意退会)

第 4 条 構成団体と有識者の構成員は、別に定める退会届を当委員会に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第 5 条 構成団体及びすべての構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の決議によってこれを除名することができる。ただし、この場合の決議は、委員会の半数以上の多数をもって行わなければならない。

- (1)当委員会の会則又は別途定める規約その他諸規定に対する重大な違反が生じた場合
- (2)当委員会の名誉を著しく毀損する行為、又は当委員会の目的に反する行為、構成員としての品格を損なう行為、会則又は別途定め規約その他の諸規定の行為に当たると当委員会が認めた場合
- (3)反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの)であることが判明した場合、あるいは反社会的勢力と

の関与が明らかになった場合

(4)その他、除名すべき相当の事由が発生した場合

(資格の喪失)

第 6 条 前2条のほか、以下のいずれかの事項に該当した場合は、その資格を喪失する。

(1)総構成員が同意した場合

(2)破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申し立てがあったとき、又は解散(法令に基づく解散を含む)、清算(特別清算を含む)もしくは内整理の手続に入ったとき

(3)個人事業主たる当該構成員(有識者を含む)が廃業し、又は死亡したとき

(構成員名簿)

第 7 条 当委員会は、構成団体と構成員の団体名称、氏名及び住所等を記載又は記録した構成員名簿を作成し、当委員会に備え置くものとする。

2 当委員会の構成員(有識者を含む)に対する通知又は催告は、会員名簿に記載又は記録した住所、e-mail 又は会員が当委員会に届けた居所に宛てて行うものとする。

第3章 会議

(種類)

第 8 条 当委員会の会議は、委員会、検討会の2種とする。

(構成)

第 9 条 委員会は、すべての構成員をもって構成する。

2 委員会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

3 検討会は委員及び構成員の所属団体の所属メンバーからの自薦とし、その所属メンバーは委員会に随行委員として出席ができるものとする。

4 委員会には座長を置き構成員から互選する。

5 座長は、会議を招集し、主宰する。

6 座長は、必要があると認める時、構成員以外の者に本委員会の出席、又は臨時の構成員を指名し、委員会にオブザーバーとして出席を求め意見を聞くことができる。

7 その他、委員会、検討会の運営については、座長が定める。

(権限)

第10条 当委員会の委員会は、次の事項について決議する。

(1)構成団体及び構成員の入会又は除名

(2)座長の選任又は解任

(3)検討会にて提出されるカリキュラム改編、テキスト改編、カリキュラムの普及・啓発活動などの事項並びにこれらの附属書類の承認

(4)会則の変更

(5)その他委員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

2 当委員会の検討会は、作業部会として次の事項の情報取りまとめ、実施に関する協議、委員会の各種申請業務など事務局としての庶務について行う。

- (1)カリキュラム改編
- (2)テキスト改編
- (3)カリキュラムの普及・啓発活動
- (4)委員会の各種申請業務
- (5)その他必要な事項

(開催)

第11条 委員会は、毎事業年度の終了後4か月以内に開催し、その後も同様に開催する。検討会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第12条 委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総構成員の過半数が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(委員会の決議の省略)

第13条 委員会の決議の目的たる事項について、検討会から提案があった場合において、その提案に構成員の過半数が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 構成員は、代理人をもって議決権を行使することができる。代理人は、代理権を証する書面を委員会ごとに提出しなければならない。

第4章 定款の変更及び解散

(会則の変更)

第15条 本定款は、委員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第16条 当委員会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第5章 附 則

(最初の事業年度)

第17条 当委員会の最初の事業年度は、当委員会成立の日から平成28年3月31日までとする。

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第18条 構成団体の入退会及び権利義務等本定款に定めのない事項は、別途委員会で定める。

平成27年 11 月 5 日施行